

第 1 回 定 期 総 会 議 事 録	
1、日 時	平成 29 年 7 月 28 日 (金)
2、場 所	中津市役所 3 階 大会議室
3、出席委員	1 番橋本(省)委員、2 番高倉委員、5 番植山委員、6 番田畑委員、7 番中原委員、8 番石川委員、9 田上委員、10 番小野委員、12 番百留委員、13 番玉麻委員、14 番長尾委員、15 番村上委員、最適化推進員 22 名
4、欠席委員	3 番坪根委員、4 番義経委員、11 番門脇委員
5、事務局	片桐次長、梶原次長、高倉、成重、川上、高榎、梶原久
6、議 題	別紙議案書のとおり。
7、開 会	午前 9 時 30 分 開会を宣する。
8、署名委員	2 番高倉委員、14 番長尾委員
梶原次長	資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は 15 名中 12 名の出席であります。 議長よろしくお願ひ致します。
中原穰治会長	おはようございます。 (会長あいさつ)
議 長	議事に入ります前に農業委員の方と推進委員の方の自己紹介を行いたいと思います。
梶原次長	では農業委員から紹介させていただきます。 (農業委員の方と推進委員の方の紹介と本人から一言)
議 長	では議事録署名委員ですが、議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議 長	それでは、2 番高倉委員、14 番長尾委員にお願いします。

議案審議 議第1号 議 長	議第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について 1番から4番の読み上げを事務局よりお願いします。
事務局(片桐)	議題に入る前に机の上にある資料の説明をさせていただきます。 (机の上にある写真や資料などの説明)
事務局(高倉)	それでは議題に入らせていただきます。 1番、2番 議案朗読
議 長	議第1号 農地法第18条第6項の規定の1番と2番について高倉委員 に調査報告をお願いします。
2番(高倉)	報告します。初めに1番、2番について借人が同じという事で一括して ご報告させていただきます。7月24日に貸人、借人双方に確認いたし ました結果、合意解約に間違いはございません。解約後は自作の予定と なっております。特に問題はないと思われます。
議 長	1番と2番については、高倉委員の調査報告のとおり合意解約に間違いな いとの事です。みなさんの審議をいただきたいと思いますが、ご異議あ りませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第1号の1番、2番は許可と致します。 続きまして3番、4番について事務局お願いします。
事務局(成重)	3番、4番 議案朗読
議 長	3番と4番について石川委員に調査報告をお願いします。
8番石川委員	報告します。3番は7月25日に双方に確認いたしました結果、合意解 約に間違いはございません。解約後は自作を行うとの事です。4番も7 月25日に双方に確認いたしました結果、合意解約に間違いはございま せん。解約後は他の農家と利用権設定を結ぶ予定であります。3番、4 番は特に問題はないかと思われます。

議	長	3番と4番については、石川委員の調査報告のとおり合意解約に間違い ないとの事です。みなさんの審議をいただきたいと思いますが、ご異議 ありませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	ご異議ありませんので、議第1号の3番、4番は許可と致します。
議案審議 議第2号		議第2号 農地利用集積計画(案)について
議	長	審議に入る前に岩淵推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵 触しますので一時退席をお願いします。
議	長	農用地利用集積計画(案)についての説明を農政振興課担当者、お願 いします。
農政振興(藤中)		平成29年(7月分)農用地利用集積計画(案)について説明。
議	長	只今説明のありました平成29年(7月分)農用地利用集積計画(案)に ついて農政振興課の方から説明がありました。皆様、資料にご意見、ご 要望がございましたらおっしゃってください。
議	長	ご異議ありませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	ご異議ありませんので、議第2号平成29年(7月分)農用地利用集積 計画(案)について当部会は承認と致します。岩淵推進委員は入室をお 願いします。
議案審議 議第3号		議第3号
議	長	農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について。1番 を事務局。

事務局（高倉）	1 番を朗読
議 長	議第 3 号 1 番についての調査報告を橋本(省)委員にお願いします。
1 番（橋本(省)）	（1 番の現地について説明） 農地取得要件を満たしており、なんら問題はないかと思われます。
議 長	議第 3 号 1 番については、橋本(省)委員の調査報告のとおりですが、質疑等はありませんか。
全委員	（なし）
議 長	議第 3 号 1 番は許可と致します。続きまして 2 番から 4 番を事務局。
事務局（高倉）	2 番から 4 番を朗読
議 長	議第 3 号 2 番から 4 番を高倉委員お願いします。
2 番（高倉）	2 番の現地について 7 月 24 日に現地調査を行いました。申請地の現状は若干雑草が生い茂っておりましたが、所有権移転後は譲受人が管理し自作をするとの事です。農地取得要件を満たしており特に問題はないと思われます。 3 番、4 番の現地についても 7 月 24 日に現地調査を行いました。譲受人が同じ方なので一緒に報告させていただきます。申請地につきましては議案にある通りです。農地の現状に関しましてはどちらも適正に管理されており、譲受後は自作する予定であります。農地取得要件を満たしており特に問題はないと思われます。申請者に確認したところ売買となつていますが贈与で処理したいとの事でした。以上で報告を終わります。
議 長	議第 3 号 2 番から 4 番については、高倉委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
9 番（田上）	議案には売買で申請者は贈与という事でしたが、どちらが申請内容として正しいのでしょうか。
事務局(高倉)	事務局の方で確認して贈与であれば訂正したいと思います。

2番（高倉）	贈与だった場合は取り下げになるのでしょうか。
議 長	取り下げにはならず訂正する事になります。それでは他にご異議等 はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので、議第3号2番から4番は許可と致します。 続きまして5番から7番を事務局お願いします。 ※総会終了後確認の結果贈与であることを確認した
事務局（高倉）	5番から7番を朗読
議 長	議第3号5番から7番についての調査報告を田畑委員をお願いします。
6番（田畑）	5番については草が生い茂っている場所があったが譲受人に確認した ところ移転後に草を刈って耕作をするとのことでした。農地取得要件を 満たしており特に問題はないと思われます。 6番については農地取得要件を満たしており特に問題はないと思われ ます。 7番については農地取得要件を満たしており特に問題はないと思われ ます。
議 長	議第3号5番から7番については、田畑委員の調査報告のとおりです が、ご異議はありませんか。
推進委員(今井)	5番に草が生い茂っている土地があつて移転後に草を刈るという事 ですが、今までは移転前に草を刈らないといけなかった。今後は後日、草 を刈るという事で通してもよいでしょうか。
事務局（片桐）	今井推進委員さんがおっしゃっている農地ですが現状は写真で見 ただくとわかりますが現地調査の際に田畑委員さんがおっしゃっている 通り荒れていたようなのでこちらが指導をして現況は草を刈っている状 態です。

<p>議 長</p>	<p>荒れた農地を草が生い茂っているまま議案にかけても良いのかということでしたが、今後は草が生い茂っているままの農地は草を刈ってから議案にかけるべきとのご意見もありますが、今後どのようにするべきか皆さんの意見をお聞きしたいと思います。</p>
<p>事務局(梶原隆)</p>	<p>3条の基本は耕作目的の所有権移転ですのでその農地が耕作できるのかという事が争点になっています。今まではきちんと草を刈った状態でないと3条の許可をしませんよという事にしておりました。3条は耕作目的の所有権移転ですので今後も耕作できる状態にして3条許可を出すというのが妥当ではないかと事務局としては考えております。</p>
<p>議 長</p>	<p>3条で農地を買った際に相手との話し合いで譲受人が草刈を行ったという事もあった。契約書で所有権移転後でも草を刈る事を明記しておけば、たとえば譲渡人がきれいにするや譲受人がきれいにするといった文言が契約書に入っていれば、進達して審議するという形もあると思うのですがどうでしょう。</p>
<p>5番(植山)</p>	<p>耕作できるようにという事はトラクターで耕してから渡すべきじゃないですか。</p>
<p>議 長</p>	<p>それが基本となることはわかりますが現状木が生えている農地や所有者が近くにいない場合もあるので今後事務局の指導により対応していくべきではと思います。</p>
<p>事務局(梶原隆)</p>	<p>木がある農地の話になりましたが、耕作放棄地で木があり耕作が困難な農地につきましては非農地通知をだして、農地として扱わないようにという指導がされています。現在は非農地通知を発行する際に総会にかけていこうという方向で調整をしております。農地を減らすのが目的ではないので木があるなど耕作できない農地が対象です。今回のこの農地は現地調査に間に合わなかったですが、その後に草を刈ってくださったので3条の農地と農地での申請で取り扱っていただきたい。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に議第3号5番についてご異議等ありませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>

議 長	ご異議ありませんので、議第 3 号 5 番は許可相当と致します。議第 3 号 6 番、7 番についてご異議等ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 3 号 6 番、7 番は許可相当と致します。では次に 8 番を事務局。
事務局 (川上)	8 番を朗読
議長	議第 3 号 8 番の報告を小野委員お願いします。
10 番 (小野)	(8 番の現地について説明。) <p>7 月 25 日現地調査を行いました。譲渡人は高齢の為管理が大変という事で近隣の山林等を持っている譲受人と売買をしたいという事でした。農地取得要件を満たしており特に問題はないと思われます。ご審議お願いします。</p>
議長	議第 3 号 8 番については、小野委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありますか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 3 号 8 番は許可と致します。続きまして 9 番を事務局。
事務局 (高榎)	9 番を朗読
議長	議第 3 号 9 番についての調査報告を玉麻委員にお願いします。
13 番 (玉麻)	(9 番の現地について説明。) <p>申請地はナスなどの野菜を栽培しており、残りの場所はハウスで栽培しております。譲受人は農地取得要件を満たしておりますので特に問題はないかと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。</p>

議長	議第 3 号 9 番については、玉麻委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議長	ご異議ありませんので、議第 3 号 9 番は許可と致します。
議案審議 議第 4 号 議長	議第 4 号 農地転用事業計画変更申請に関する件について。事務局お願いします。
事務局 (片桐)	1 番を朗読
議長	議第 4 号農地転用事業計画変更申請に関する件について高倉委員は報告をお願いします。
2 番 (高倉)	7 月 2 5 日に南部地区推進委員 3 名と南部地区農業委員で現地調査に行きました。この農地は以前農地造成で 4 条許可済みだったが周りの土地と一緒に事務所などを建てたいと申し出がありまして、計画変更をいたしました。この件に関しましては第 6 号議案の 1 1 番案件でまた説明を致したいと思いますが問題はないと思われます。審議のほどよろしくお願いいいたします。
議長	議第 4 号 1 番については、高倉委員の報告のとおりですが、ご異議はありませんか
全委員	異議なし
議長	ご異議ありませんので、議第 4 号 1 番は許可相当と致しまして県に進達致します。
議案審議 議第 5 号 議長	議第 5 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について。1 番を事務局。

事務局（片桐）	1 番を朗読
議 長	議第 5 号 1 番についての調査報告を前田推進委員にお願いします。
前田推進委員	<p>(1 番現地について説明)</p> <p>申請地には 7 月 25 日に西部地区の推進委員 3 名と橋本委員で調査を行いました。農地造成です。土地が広いが管理できるのか尋ねたところ息子さんが定年で帰ってきており息子さんとしっかり管理していくとの事でした。</p>
議 長	議第 5 号 1 番については、前田推進委員の報告通りですが、ご異議ございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 5 号 1 番は許可相当とし、県に進達致します。
議 長	議第 6 号
事務局(片桐)	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について。
事務局(片桐)	1 番、事務局
事務局(片桐)	読み上げさせていただく前に訂正のご報告があります。2 番の蛸瀬の分で取り下げの申請取り下げがありましたので取り下げとなりました。
事務局(片桐)	訂正をお願いします。それでは読ませていただきます。
議 長	1 番、3 番を朗読。
議 長	1 番、3 番についての調査報告を国分推進委員にお願いします。
国分推進委員	<p>(1 番現地について説明)</p> <p>譲受人が賃貸共同住宅を建築するというものでございます。この辺では農地はここだけで境界の確認等も問題ございません。家庭排水は公共下水道へ。雨水排水につきましては市道の側溝へ放流との事です。特に問題はないかと思われます。</p>
国分推進委員	<p>(3 番現地について説明)</p> <p>目的は宅地分譲用地です。家庭排水は公共下水道へ。雨水排水につき</p>

	<p>ましては市道の側溝へながしこみます。特に問題はないかと思われま</p>
<p>議 長</p>	<p>議第 5 号 1 番、3 番については、国分推進委員の調査報告のとおりで すが、ご異議はありませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんので、議第 5 号 1 番、3 番は許可相当とし、県に進 達致します。では次に 4 番、5 番を事務局。</p>
<p>事務局 (片桐)</p>	<p>4 番、5 番を朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>議第 5 号 4 番、5 番についての調査報告を橋本推進委員にお願いしま す。</p>
<p>橋本勅推進委員</p>	<p>(4 番現地について説明) 申請地は貸資材置場用地です。雨水の排水は北側の排水溝に流します。 担当委員及び推進委員 3 名での合同調査の結果、許可相当とみなし本総 会に進達しました。審議のほどお願いいたします。 (5 番現地について説明) 申請地は宅地分譲 3 区画です。家庭排水は合併浄化槽を設置し道路側溝 にながします。雨水の排水は道路側溝にながします。担当委員及び推進 委員 3 名での合同調査の結果、許可相当とみなし本総会に進達しました。 審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議第 5 号 4 番、5 番については、橋本推進委員の調査報告のとおりで すが、ご異議はありませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんので、議第 5 号 4 番、5 番は許可相当とし、県に進達 致します。次に 6 番ですが橋本省吾委員と黒土推進委員が議事参与です ので退出をお願いします。では 6 番を事務局お願いします。</p>
<p>事務局(片桐)</p>	<p>6 番を朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>議第 5 号 6 番についての調査報告を高倉委員にお願いします。</p>

2 番（高倉）	<p>（6 番現地について説明）</p> <p>南部地区推進委員 3 名と同地区委員と調査しました。目的は建売分譲用地です。周辺農地への影響につきましては現況の境界は明確にされており、造成に伴う水路等も土地改良施設に支障を及ぼす恐れはないものと判断しております。雨水や生活排水の合流先は水路に隣接しておりますのでそちらに流し込みます。</p>
議 長	<p>議第 5 号 6 番については、高倉委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p>
全委員	<p>（異議なし）</p>
議 長	<p>ご異議ありませんので、議第 5 号 6 番は許可相当とし、県に進達致します。議事参与は入室をお願いします。次に 7 番を事務局をお願いします。</p>
事務局（片桐）	<p>7 番朗読</p>
議 長	<p>議第 5 号 7 番についての調査報告を高倉委員をお願いします。</p>
2 番（高倉）	<p>（7 番現地について説明）</p> <p>転用目的は事務用地です。周辺農地への影響につきましては現況の境界は明確にされており、造成に伴う水路等も土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはないものと判断しております。雨水や生活排水の放流先は水路に隣接しておりますのでそちらに流し込みます。審議のほどお願い致します。</p>
議 長	<p>議第 5 号 7 番について高倉委員の調査報告のとおりですが、ご意見等はありませんか。</p>
全委員	<p>（異議なし）</p>
議 長	<p>ご異議ありませんので、議第 5 号 7 番を許可相当とし、県に進達致します。次に 8 番ですが黒土委員が議事参与ですので退室をお願いします。では事務局 8 番をおねがいします。</p>
事務局（片桐）	<p>8 番を朗読</p>

議 長	議第 5 号 8 番についての調査報告を高倉委員をお願いします。
2 番 (高倉)	<p>(8 番の現地について説明)</p> <p>申請地は 7 番案件に離接する土地で建売分譲用地 (6 区画) です。周辺農地への影響につきましては現況の境界は明確にされており、造成に伴う水路等も土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはないものと判断しております。雨水や生活排水の放流先は水路に隣接しておりますのでそちらに流し込みます。審議のほどお願い致します。</p>
議 長	議第 5 号 8 番については、高倉委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 5 号 8 番は許可相当とし、県に進達致します。では議事参与で退出していた委員は入室をお願いします。では 9 ～13 番までを事務局お願いします。
事務局 (片桐)	9 番～13 番を朗読
議 長	議第 5 号 9 番～13 番についての調査報告を高倉委員をお願いします。
2 番 (高倉)	<p>(9 番の現地について説明)</p> <p>申請地は賃貸共同住宅用地です。周辺農地への影響につきましては現況の境界は明確にされており、造成に伴う水路等も土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはないものと判断しております。雨水や生活排水の放流先は水路に隣接しておりますのでそちらに流し込みます。</p> <p>(10 番の現地について説明)</p> <p>申請地は宅地分譲用地(3 区画)です。周辺農地への影響につきましては現況の境界は明確にされており、造成に伴う水路等も土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはないものと判断しております。雨水や生活排水の放流先は水路に隣接しておりますのでそちらに流し込みます。</p> <p>(11 番、12 番の現地について説明)</p> <p>譲受人が同じため一括して報告させていただきます。申請地は事務所及び資材置場及び駐車場用地です。周辺農地への影響につきましては造成に伴う水路等も土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはない</p>

		<p>ものと判断しております。426番地、427番地1、427番地2につきましては4号議案で説明した通り平成26年3月に4条許可済み案件であったが今回新たに5条での申請となっております。</p> <p>(13番の現地について説明)</p> <p>申請地は太陽光発電施設用地です。造成に伴う水路等も土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはないものと判断しております。雨水や生活排水の関係等は問題ないと思われます。周辺農地への影響につきましては現況の境界と字図の境界が若干違う所もありましたが、隣接する農地との境界確認できているとの事でした。以上審議をお願いします。</p>
議	長	<p>議第5号9～13番については、高倉委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>ご異議ありませんので、議第5号9番～13番は許可相当とし、県に進達致します。14番、15番について事務局。</p>
事務局(片桐)		<p>14番、15番を朗読</p>
議	長	<p>議第5号14番、15番についての調査報告を田畑委員にお願いします。</p>
6番(田畑)		<p>(14番の現地について説明)</p> <p>7月25日に推進委員3名と農業委員で現地にいきました。申請地は一般住宅用地です。周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>(15番の現地について説明)</p> <p>7月25日に推進委員3名と農業委員で現地にいきました。申請地は一般住宅用地です。周辺農地への影響はないと思われます。雨水や生活排水は道路側溝に流す予定です。審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議	長	<p>議第5号14番、15番については、田畑委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>ご異議ありませんので、議第5号14番、15番は許可相当とし、県に進達致します。16番について事務局。</p>

事務局（成重）	16 番を朗読
議 長	議第 5 号 16 番についての調査報告を島津推進委員にお願いします。
島津推進委員	<p>（16 番の現地について説明）</p> <p>7 月 25 日に推進委員 4 名と農業委員 2 名で現地調査を行いました。申請目的は農家住宅用地です。将来息子さんが農業をする予定であるため、農業用倉庫の建設も予定しております。境界もハッキリしており、生活排水は合併浄化槽で処理し雨水と同じく側溝に流し込む予定です。周辺農地に影響はないかと思われます。</p>
議 長	議第 5 号 16 番については、島津委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
12 番（百留）	この写真ですがこれでは境界がわからないのですが、あと草が多すぎないか？
事務局（成重）	現地調査に行った段階では草は刈っており境界もハッキリしていたのですが、写真の差し替えが間に合いませんでした。
議 長	他にご異議等はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので、議第 5 号 16 番は許可相当とし、県に進達致します。17 番について事務局。
事務局（成重）	17 番を朗読
議 長	議第 5 号 17 番についての調査報告を尾家推進委員にお願いします。
尾家推進委員	<p>（17 番の現地について説明）</p> <p>7 月 25 日に現地調査を行いました。申請地は建売分譲用地です。境界もハッキリしています。生活排水は下水道へつなぎ込み、雨水は道路側溝に流すようになっており周辺のうちへの影響はないと思われます。以上審議をお願いします。</p>

議 長	議第 5 号 17 番については、尾家推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 5 号 17 番は許可相当とし、県に進達致します。18 番について事務局。
事務局 (高榎)	18 を朗読
議 長	議第 5 号 18 番についての調査報告を鷹崎推進委員にお願いします。
鷹崎推進委員	(18 番の現地について説明) 7 月 25 日に現地調査を行いました。申請地は倉庫及び資材置場用地です。境界もハッキリしています。雨水は地下浸透及び道路側溝に流すようになっております。特に問題ないと思われます。審議お願い致します。
議 長	議第 5 号 18 番については、鷹崎推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
2 番(高倉)	質問ですがこの農地は 1 種ですが農振除外をうけていますか。受けているなら農振除外をいつうけたかと明記するべきではないでしょうか？
事務局 (高榎)	農振除外済みです。
事務局(梶原)	高倉委員さんがおっしゃる通り 1 種農地の転用には農振除外の目的がありましてそれに沿ったものが出ないと許可が出ません。この件につきましては H 2 9 年 5 月 3 1 日に資材置場として転用がでておりました。今後は高倉委員さんのおっしゃる通り、農振除外申請時の目的と何筆農振除外をしたかを議案所の備考欄にいれさせていただきます。
議 長	他にご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)

議 長	ご異議ありませんので、議第 5 号 18 番は許可相当とし、県に進達致します。19 番について事務局。
事務局 (高榎)	19 を朗読
議 長	議第 5 号 18 番についての調査報告を北村推進委員にお願いします。
北村推進委員	(19 番の現地について説明) 7 月 25 日に現地調査を行いました。申請地は資材置場及駐車場用地です。境界もハッキリしています。側溝はそのまま使うそうです。また入口が狭いため広くするそうです。周辺に農地はありません。雨水は地下浸透及び隣接する水路に流すそうです。地元の承諾を得ています。特に問題もないようです。審議お願い致します。
議 長	議第 5 号 19 番については、北村推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 5 号 19 番は許可相当とし、県に進達致します。
議案審議 議第 6 号	その他
議 長	ご意見等はありませんでしょうか。なければ 5 条の耕作放棄地の件について審議したいのですがよろしいですか。
事務局(梶原)	これまで耕作放棄地のような農地では草を刈って耕作放棄地でない農地にしてから議案にあげるようにと指導してきました。草を刈っていないと境界もわからないという事もありましたので、現地調査を行う前に草を刈ってわかるようにしてください。と指導してきましたので今後もそのようにしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

橋本推進委員	耕作放棄地は非農地証明で処理すると言っていませんでしたか。
事務局(梶原)	今おしゃっているのは木が生えている場合でその時は非農地を出します。私が今申しているのは転用がかかっている場合の話です。
議 長	非農地証明の出し方は今までは地元の農業委員さんが現地確認で判断して農地として使えなければ非農地証明を出していました。
橋本推進委員	3条は農地と農地、5条は転用かけるときに非農地証明で対応という事でしょうか。
事務局(梶原)	農地の状態でないものは5条の転用にかける事はできません。木が生えていて何十年も農地でないなら5条で転用をかける事は出来ません。
2番(高倉)	非農地証明を出した土地はどうなりますか。その後に家を建てる事が出来るのでしょうか。
事務局(梶原)	農地でなくなります。証明がでた後であるなら転用をかけずに家を建てることができます。非農地証明には民法などで定められた基準があります。20年以上農地状態でない土地、木が生えている土地は農地か農地ではないかというのは農業委員会が判断してくださいというのがあります。農地でないなら非農地証明をだしてください。というものです。
2番(高倉)	その証明を安易にだしていたら耕作放棄地を助長させるのではないですか。
事務局(梶原)	耕作放棄地と山林は違います。耕作放棄地は耕作できるのに放置している状態です。
2番(高倉)	転用の申請が提出されて農地を見に行ったら農地状態でないので非農地証明をだしてくださいというもので非農地証明をだすのですか。
議 長	今までは農業委員が非農地かどうかを判断していたが今後は総会にかけて審議した方がよいか農業委員が判断するかは決めたいと思います。

2番（高倉）	非農地証明は農地法に記載はあるのでしょうか。
事務局(梶原)	運用のところに記載があります。
2番（高倉）	農地の売買で非農地証明が出ていれば3条の申請は必要なくなるということですか。
事務局(梶原)	非農地証明で地目変更をしたら農地ではなくなるので農地法の適用は受けなくなります。
8番石川委員	農業委員会が非農地化していると判断すればよいのではないかと？
事務局(梶原)	<p>それを行うことを非農地通知というのですが農業委員会は使える農地か使えない農地かの線引きをなさいたいというものです。これからは使える農地か使えない農地かの線引きを総会でおこなっていただきたい。木を植えて20年30年たっているところも農地として残っている場合があるのでそのような土地は総会にかけて非農地通知を出していきたいと思えます。</p> <p>今後非農地証明については、5条申請の後の議案として現地の写真をつけて総会で審議していただきたいと思えます。</p>
議 長	事務局よりその他の報告をお願いします。
事務局（梶原）	<p>1：第2回定期総会について 日時 平成29年8月28日（月） 午前9時30分～</p> <p>2：第2回定期総会議案の現地調査について 日時 平成29年8月25日（金） 日時未定</p> <p>3：農地パトロール出発式の開催について 日時 平成29年8月4日（金） 午前9時～ 市役所1階南口玄関前</p> <p>4：新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催について 日時 平成29年8月23日（金） 午後1時～ ホルトホール大分3階大会議室</p> <p>5：公務災害共済の加入について 従来通り3口の加入とする</p>

<p>議 長</p>	<p>先進地視察研修の積み立てについて 従来どおり毎月の報酬より5,000円徴収します。</p> <p>それでは今回の総括を致します。</p> <p>議第1号農地法18条第6項に規定による通知に関する件について、 1番から4番については許可と致します。</p> <p>議第2号農用地利用集積計画（案）については全て承認と致します。</p> <p>議第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、 1番から9番については許可と致します。</p> <p>議第4号農地転用事業計画変更申請に関する件について 1番については許可相当として県に進達致します。</p> <p>議第5号農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について 1番については許可相当として県に進達致します。</p> <p>議第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について 1番から19番については許可相当として県に進達致します。</p> <p>以上を持ちまして、平成29年第1回定期総会を閉会します。 (終 午前11時35分)</p>
------------	---